

違反公表制度

違反公表制度とは！

建物を利用する皆様が、火災に巻き込まれる危険を回避することを目的として**重大な消防法令違反のある建物を消防局ホームページで公表する制度**です。

具体的には・・・

【違反公表制度の対象となる設備】

●屋内消火栓設備

(火災の初期消火に有効)



●スプリンクラー設備

(火災の初期消火に有効)



●自動火災報知設備

(火災の早期発見に有効)



これらの設備が消防法令上必要であるにもかかわらず、建物全体又は必要な部分において、

- ① 未設置のもの
- ② 維持管理不良で全体的な機能が失われているもの

このような違反のある建物を公表しています！！

公表の内容

- ①建物の名称(店舗名等を含む※) ②所在地 ③違反事項 ④違反の内容 ⑤その他

※ 建物の店舗等のみに違反が生じた場合は、店舗名も公表します。(平成28年10月1日から運用)

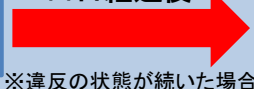
公表の流れ

消防機関が公表該当
違反を発見



関係者へ
違反を通知

14日経過後



消防局ホームページで
違反を公表



建物関係者の方へ

重大な消防法令違反の大半が無届の増築や接続です！！

建物の増改築、用途変更等を計画する際は、事前に相談しましょう。